

# 丸亀市病児・病後児保育事業 設置・運営事業者

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 募集の趣旨

本市では、「第3期丸亀市こども未来計画（令和7年度～11年度）」に基づき、病気の初期から回復期の児童等を一時的に保育する病児・病後児保育事業の実施体制を充実するため、新たに1施設を設置・運営する事業者を次のとおり募集します。

### 2. 募集内容

事業者が行う事業は次のとおりです。

#### (1) 募集類型

病児・病後児対応型

病気及び病気回復期のため、集団保育等が困難な児童について、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設にて、看護師等が一時的に保育を行う。

#### (2) 対象児童及び定員

対象児童…満6か月から小学校6年生まで

定員…3名

#### (3) 保育日時

利用時間…8時30分から17時30分まで

土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、連携医療機関の指定する休診日は、休園日とすることができる。

#### (4) 利用料

本市に住所を有する児童 1日2,000円

本市以外に住所を有する児童 1日3,000円

#### (5) 開設目標時期

令和9年4月1日

#### (6) 募集事業所数等

1事業所（丸亀市綾歌町又は飯山町地域）

### 3. 応募資格

次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ(3)～(9)の条件をすべて満たす法人又は個人事業主とします。

- (1) 病院又は診療所等に付設された専用スペースで事業を実施する場合は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条の免許を有する小児科医の在籍する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）を営んでいること。
- (2) (1)以外の専用施設で事業を実施する場合は、あらかじめ指定した市内の医療機関又は診療所及び医師と連携し、児童の健康管理等ができること。この場合については、同様の事業実績があることが望ましい。
- (3) 運営に必要な経済的基盤があること。
- (4) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（地方公共団体の一般競争入札の資格を有していないもの）に該当しないこと。
- (6) 直近1年間の法人税及び消費税の滞納がないこと。
- (7) 直近1年間の法人事業税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立て等がなされている法人でないこと。
- (9) 代表事業者及びグループ構成事業者が、以下の全てに該当しないこと。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が事業者の経営に事実上関与していると認められるとき
  - (イ) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき
  - (エ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認めら

れるとき

#### 4. 応募条件

##### (1) 法令等の遵守

病児・病後児保育事業を実施するにあたり、以下の法令及び条例、関係規程の基準を満たしていること。

- ①児童福祉法及び関連政省令
- ②子ども・子育て支援法及び関係政省令
- ③丸亀市病児・病後児保育事業実施要綱
- ④病児保育事業実施要綱
- ⑤子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱
- ⑥子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ⑦建築基準法

※その他事業を実施するにあたり必要な法令等を遵守すること。

##### (2) 事業所の用地

事業所用地については、次の要件を全て満たしていること。

- ①農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法、その他土地に係る法的規制について、関係機関と事前に協議を行い、事業計画又は土地開発行為の実現性を確認したものであること。
- ②抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又はその権利の抹消が確実であること。ただし、当該事業を実施するための施設整備に伴う、抵当権の設定はこの限りでない。
- ③用地を賃借し、建物を設置（所有）する場合は、事業の存続に必要な期間の借地権（賃貸権又は地上権）を設定し、これを登記している、又は登記が可能であること。
- ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）、又は土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）でないこと。

##### (3) 建物

建物については、次の要件を全て満たしていること。

##### 建物を新たに創設する場合

- ①整備に必要な物件（用地・建物等）は応募者において準備すること。

- ②可能な範囲において省エネルギー、省資源や周辺環境保全に配慮すること。
- ③建物においては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令や通知等に適合するものであること。

#### 賃借物件において整備する場合

- ④事業開始に支障のない時期までに賃借が可能となる物件で、当該物件の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること（ただし、転貸物件は不可）。
- ⑤検査済証の写しを提出できること。
  - (ア)建物を改築・改修をしている場合は、改築・改修後の検査済証の写しを提出すること。
  - (イ)検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書を提出すること。
- ⑥新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震診断において問題がない建物であること又は、耐震補強工事実施済みであること。）
- ⑦建築関係部署、消防関係部署、保健所等に対して、届け出なければならない事項があるか事前に確認すること。

#### 共通事項

- ⑧保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は応募者において準備すること。
- ⑨病児・病後児の保育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。

## **5. 実施施設について**

本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の(1)～(4)の基準を満たし、市が適当と認めたものとします。

- (1)保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2)調理室を有すること。なお、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースにて事業を実施する場合は病児・病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、併設する施設等の調理室と兼用しても差し支えない。
- (3)事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の保育に適した場所とすること。
- (4)事業の実施場所が、商業施設、その他学校や保育施設等と併設し、同一施設内で複合的に事業が実施されている場合については、感染症等の拡大防止

のため、施設内で職員等の往来が出来ないよう、実施場所と他の施設とが壁等で分けられ、入り口が別になっていること。

- (5) 実施事業予定者が所有又は賃貸借する物件とし、賃貸借する物件の場合は、病児・病後児保育事業の実施場所となることについて、物件所有者の承諾を得ていること。
- (6) 新耐震基準を満たしていること。(昭和 56 年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し新耐震基準と同等の基準を満たしていること又は新耐震基準に適合する耐震補強済みであること)

## 6. 運営について

業務に必要な人員は次のとおりです。

- (1) 看護師、准看護師、保健師又は助産師 利用児童 10 名につきおおむね 1 名
- (2) 保育士又は保育教育士 利用児童 3 名につきおおむね 1 名

## 7. 給付・補助金等（予定）

次の補助金等は、予算の範囲内で実施します。国や県の補助金等を前提としているため、その状況によっては金額等が変動する場合があります。なお、予算については議会の議決を要するところであるため、確保を保障するものではありません。

### (1) 開設準備経費に対する補助金等

施設整備費に対する補助は、国の交付要項等に基づき、丸亀市が交付いたします。今後、国・県からの通知や本市の事情等により、変更となる場合があります。

#### ① 建物を新たに創設する場合

対象となる補助金…子ども・子育て支援設備整備交付金

	本体工事費（※1）
補助基準額 (上限額)	国の「子ども・子育て支援施設整備 交付金交付要綱」による 参考：令和 8 年 3 月 31 日時点の要綱による基準額 本体工事費：48,113 千円 ※基準額が変更された場合は協議して決定
補助率	国 3/10、県 3/10、市 3/10、事業者 1/10

(※1) 土地の買収、整地、外構工事に要する費用及び事前協議時に必要な設計費用は対象外

## ②賃借物件において整備する場合

対象となる補助金…子ども・子育て交付金

	普及定着促進費（開設準備経費） 改修費・礼金及び賃借料
補助基準額 （上限額）	国の「子ども・子育て支援交付金 交付要綱」による 参考：令和8年3月31日時点の要綱による基準額 改修費：4,000,000円 礼金及び賃借料：600,000円 ※基準額が変更された場合は協議して決定
補助率	国 1/3、県 1/3、市 1/3

・改修費：病児・病後児保育事業を実施する場合に必要な改修及び備品等購入に係る費用

・礼金及び賃借料：既存建物を借り上げて病児・病後児保育事業を実施する場合に、貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（開設前月分。敷金は除く。）に係る費用

※施設整備を行う場合の契約は、競争入札によることを基本とし、事業者において市が行う公共事業の扱いに準じてください。また、国庫交付金等の内示以前に契約した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

### (2) 運営に関する給付費等

・委託料 「子ども・子育て支援交付金」による基準額まで

※運営に関する上限額は、本プロポーザルの評価における参考金額であり、契約金額として確定するものではありません。

## 8. 選定スケジュール（予定）

項目	時期
令和8年4月16日（木）	募集要項の公表 質問票・応募申請の受付開始
令和8年5月1日（金） 午後5時必着（※1）	募集要項に関する質問票の受付期限
令和8年5月11日（月）までに	質問に対する回答の公表
令和8年5月18日（月） 午後5時必着（※1）	事前協議申出期限
令和8年5月20日（水） ～5月28日（木）	事前協議期間
令和8年6月12日（金） 午後5時必着（※2）	応募申請書類の提出期限
令和8年6月29日（月）	審査（書類審査・ヒアリング）
令和8年7月3日（金）	審査結果の通知

（※1）原則としてメールでご提出ください。

（※2）応募申請書類は事前に電話連絡の上、直接窓口までご持参ください。  
提出期限を過ぎた書類は受け取りませんので、余裕を持ってご来庁ください。

## 9. 選定方法

- ・市が設置する丸亀市病児・病後児保育事業公募事業者プロポーザル委員会（以下「プロポーザル委員会」という。）において書類審査及びヒアリングによる審査を行い、プロポーザル委員が別紙 選考基準表に基づき総合的に評価し、候補者を選定します。
- ・プロポーザル委員全員の合計点が配点の60%以上の者のうち、一番点数が高かった者を候補者とします。最高得点者が2者以上になった場合は、プロポーザル委員会における協議により、候補者を選定します。
- ・応募者が1者のみの場合においても選定を行い、プロポーザル委員全員の合計点が配点の60%以上であれば候補者とします。
- ・選定結果については、書面により参加者に通知します。また、丸亀市プロポーザル方式取扱規程第19条の規定により、市のホームページにおいても結果を公表するため、あらかじめ了承の上参加してください。なお、ホームページには候補者として選定された事業者は法人名及び得点を公表し、その他の者の法人名は公表しません。

- ・候補者が辞退したとき、又は協議が整わない場合は次点者と協議を行うこととします。

## 10. ヒアリング

ヒアリングの実施予定日は次のとおりです。参加者には、令和8年6月16日（火）までに時刻などを案内します。ヒアリングには法人の代表者、施設長予定者等の出席を求めます。出席者は3名までとし、やむを得ず代表者が出席できない場合は、委任を受けた者の出席を認めます（代表者の委任状が必要です）。施設整備にかかる設計事務所の同席は認めますが、コンサルティングを行う者の同席は認めません。

(1)実施予定日 令和8年6月29日（月）

※実施日が変更になる場合、応募事業者に連絡します。

(2)時間 1事業者につき プレゼンテーション35分、質疑応答20分程度とします。

※提出書類以外を用いての説明はご遠慮ください。

※モニター（55型・HDMI端子で接続可）は本市で準備します。それ以外に必要なパソコン等は参加者が用意してください。

## 11. 応募申請書類作成方法及び提出について

(1)応募申請書類

応募する事業者は次に掲げる書類を提出してください。

様式1 質問票 ※質問のある場合のみ提出

様式2 事前協議申出書

様式3 応募書類一覧

様式4 応募申請書

様式5 誓約書

様式6 事業者の概要

添付書類 1 定款等

2 法人代表者の履歴書（本籍地記入不要）

3 法人の沿革、概要がわかるパンフレット等

様式7 開設資金収支計画書

様式8 当該事業の収支計画書

添付書類 1 決算報告書（年度ごとに直近2年分）

- 2 預貯金残高証明書（直近1か月以内に発行されたもの）
- 3 納税証明書（直近1年間決算報告書に対応するもの）

様式9 物件調書

添付書類

- 1 平面図（2か所2方向の避難路を記載すること）
- 2 配置図（建物・保育室の配置状況がわかるもの）
- 3 建物の現況を示す写真  
（外観・周辺・内部の状況が分かるもの）
- 4 検査済証の写し（新築の場合を除く）  
※建物を改修している場合は、改築・改修後の検査済証の写し  
※上記を紛失している場合は、台帳記載事項証明書
- 5 耐震診断報告書又は耐震診断補強工事実施済みを証する書類の写し  
※新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年以前に完成した建物）の場合のみ

様式10 病児・病後児保育事業運営計画書

(2) 書類作成方法

- ①指定様式以外は任意様式とし、A4（縦）左綴じとすること。
- ②本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。（図表等は除く。）
- ③書類は様式ごとに両面印刷すること。
- ④書類は「応募書類一覧」に応募申請書類ごとに分類し、順番に綴ること。
- ⑤ページ番号を付けること。
- ⑥綴り紐又はフラットファイル等で綴ること。
- ⑦平面図はA3（横）で作成すること。
- ⑧応募申請書類は正本、副本を作成すること。
- ⑨表紙には件名及び事業者名を記入すること。
- ⑩申請書類のまとめ方等については様式3「応募書類一覧」をご参照ください。

(3) 提出部数

提出書類	様式	部数
正本（応募申請書類の原本）	様式3～10	1部
副本（正本の写し）	様式3～10	6部

(4) 提出期限

P7の「8. 選定スケジュール」をご確認ください。

## 12. 審査結果の通知方法

審査結果については、令和8年7月上旬までに全応募者に対し文書で通知し、併せて、本市のホームページに掲載します。

## 13. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、市の子育て支援施策を理解し、連携・協力のう え進めていただきます。
- (2) 事業内容については、市と協議のうえで変更していただく場合があります。
- (3) 本募集要項により設置運営事業者として選定された後に、病児・病後児保 育事業の認可・確認手続きが、別途必要となります。
- (4) 事前協議申出期限までに申出がなかった事業者は応募できませんのでご注 意ください。
- (5) 提出書類に不足がある場合には失格となることがありますので、必ず提出 前にご確認ください。
- (6) 審査に際して、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- (7) 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は、失格若しくは決定を 取り消すことがあります。
- (8) 提出資料は選定以外の目的で使用することはありません。
- (9) 本件提案について、市の関係職員へ接触することを禁止します。
- (10) 提出書類は提出後の差替え、資料の追加等は認めません。
- (11) 提出書類は返却しません。
- (12) 提出された書類は、丸亀市情報公開条例に基づく情報公開の対象となりま すのであらかじめご承知おきください。
- (13) 市が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部（個人情 報等をのぞく）を公開することがあります。
- (14) 本募集に関し必要な経費は、全て応募事業者の負担とします。
- (15) 参加申込み後に辞退する場合は、すみやかに辞退届（様式11）を提 出してください。

#### 14. 問い合わせ及び書類提出先

丸亀市健康福祉部子育て支援課（丸亀市役所2階）

高口・三谷

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4-21

電話番号：0877-24-8808

メールアドレス：kosodate-k@city.marugame.lg.jp